

納入通知書によるお支払い方法について

水道メーターの検針を行った月の中旬に、お客様のご自宅などに納入通知書を送付します。納期限までにお支払いをお願いします。

◆納期限

水道メーターの検針を行った月の26日（金融機関の休業日の場合は、翌営業日）となります。

◆お支払い方法

水生活課窓口、埼玉りそな銀行派出所（吉見町役場内）、下記の取扱金融機関、取扱コンビニエンスストア及びスマホ決済アプリ

【取扱金融機関】

埼玉りそな銀行、埼玉中央農業協同組合、埼玉縣信用金庫、武蔵野銀行、中央労働金庫、東和銀行、埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、茨城県、栃木県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局（納入期限内に限る）

【取扱コンビニエンスストア】

セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア100、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストアー、ヤマザキスペシャル パートナーショップ、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー、MMK設置店

下記のいずれかに該当する場合は、コンビニエンスストアでのお支払いはできません。

- ・バーコードが印刷されていない納付書
- ・汚れや傷などによりバーコードが読み取れない納付書
- ・1枚あたりの金額が30万円を超える納付書
- ・納期限を過ぎた納付書（水生活課、埼玉りそな銀行派出所、上記の取扱金融機関の窓口であれば、お支払いができます）

【スマホ決済アプリ】

詳細は下記をご覧ください。

[スマートフォン決済アプリで水道料金・下水道使用料のお支払いができます／吉見町](#)